

第2章　復旧・復興への取組

第2節　地域公共交通

第2節 地域公共交通



震災発生から1ヵ月後の平成23年4月頃より、岩手・宮城・福島の3県では仮設住宅への入居が開始され、人々の移動ニーズが大きく変化した。3年が経過した現在においても、そのニーズは災害公営住宅等への転居等復旧・復興状況等に応じて日々変化している。

東北運輸局は、許認可等の柔軟かつ迅速な処理や補助事業の特例措置により、まちづくりとも連携しながら、被災地の地域公共交通の確保を支援している。

年月日	東北運輸局の対応等（バス・タクシー関連）
平成23年5月18日	<p>自動車交通局長通達発出。 「東日本大震災の被災地域における被災タクシー車両の代替車両に係る運賃及び料金の特例措置について」により、タクシー車両が流失・損壊した被災事業者が代替した中型タクシーに、小型タクシーの運賃及び料金の適用を認める。（H24.5.31まで） (平成26年3月現在、再々延長によりH26.5.31までとなっている。)</p>
平成23年6月24日	<p>自動車交通局長通達発出。 「東日本大震災の被災地における復旧・復興期の生活交通手段の適時適切な確保について」により、関係法令の適用について弾力的な運用を実施。</p>
平成23年7月25日	<p>「地域公共交通確保維持改善事業」に係る東日本大震災の被災地域を対象とした特例措置の申請受付を開始。 ＜バス等陸上交通に係る確保維持関係＞</p>
平成24年4月	<p>「東日本大震災の被災地域における公共交通の確保・維持・改善に関する調査検討会」を設置。 高台移転、災害公営住宅の建設等今後のまちづくりを見据えた地域公共交通の課題や方向性について検討。</p>
平成25年3月12日	<p>東北公共交通アクションプランの一部改訂。 東日本大震災の経験・教訓等を踏まえ、現行の7つの施策に加え、8つ目の施策として「災害に強い安全で安心な交通体系の構築」を追加。</p>
平成25年4月～	<p>「地域公共交通確保維持改善事業」のうち「特定被災地域公共交通調査事業」の補助上限額を引き上げ。 (一地域あたり3,500万円から4,500万円へ)</p>

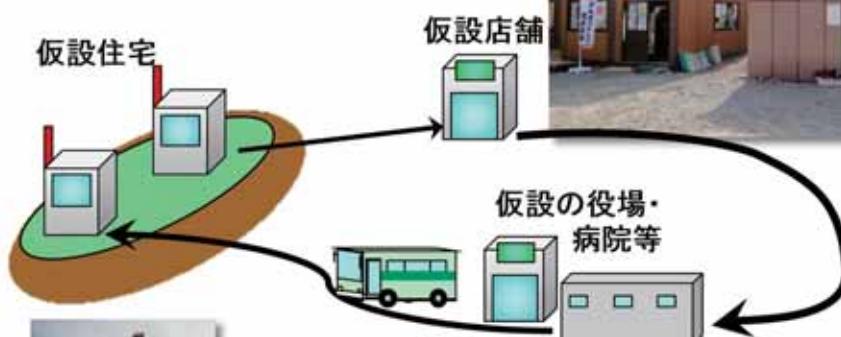
■被災による移動ニーズ変化への対応



高台に建設された仮設住宅



大型車両の走行が困難な仮設住宅脇の細い道



仮設住宅前停留所

東日本大震災により、岩手県・宮城県・福島県の沿岸部を中心に、バス・タクシー車両、営業所等に甚大な被害が生じた。

一方、震災発生 1 カ月後の平成 23 年 4 月頃から仮設住宅の建設・入居が始まったが、中には土地の確保の困難性から、公共交通機関の利用が困難な場所に建設せざるを得ない住宅もあり、通勤・通学、通院、買い物、役場等への手続きのための交通手段の確保が課題となつた。

そこで、平成 23 年度に創設された「地域公共交通確保維持改善事業」（補助制度）において、特例を設け、乗合バス事業者等への支援を通じて、被災地における生活交通の確保・維持を図ることとした。

これを受けて、生活交通のニーズが高まってきた平成 23 年 5 月～7 月にかけて、特例措置の対象となる自治体へ赴き制度説明を行うとともに、交通事情や自治体の状況把握に努めた。

市街地から外れた高台の仮設診療所・商店
(陸前高田市)

仮設の役場(大槌町)

■ 「地域公共交通確保維持改善事業」に係る東日本大震災の被災地域を対象とした特例措置

地域公共交通の確保（東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対する支援）

- 地域公共交通確保維持改善事業を活用して、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援。

- ◇ 東日本大震災により、バス交通等に甚大な影響
- ◇ 被災による地域の移動ニーズの大きな変化
- ◇ 被災地の復旧・復興状況等に応じて日々変化するニーズ

- 被災地域におけるバス交通等を支援するために、既存制度の補助要件の緩和等の特例措置を平成23年度より実施。
- 平成25年度においても、引き続き、復興等の進捗に対応した被災地域のバス交通等を支援。

事業内容

- ＜地域間輸送＞（被災地域地域間幹線系統確保維持事業）
 ・地域間幹線系統確保維持事業の各種要件を緩和した地域間輸送
- ＜地域内輸送＞（特定被災地域公共交通調査事業）
 ・避難所・仮設住宅・残存集落や新規住宅と、医療・買い物・公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする地域内輸送等
 ※平成25年度、有償運行を行う場合に限り補助上限額を3,500万円から4,500万円に引き上げ

特定被災地域公共交通調査事業の支援事例 （被災地域を走行するバス・乗合タクシー）

【既存バス系統のルート変更等】

- ・既存バス路線を活用しつつ、仮設住宅・残存集落等と病院、商店等の日常生活の移動確保。



【乗合タクシー】

- ・仮設住宅住民等の生活交通の確保。



復旧・復興に伴い、刻一刻と変化する被災地の状況に対応した路線バスや乗合タクシー等の公共交通を確保するために、平成23年7月より「地域公共交通確保維持改善事業」の特例措置を実施し、自治体、交通事業者等の取組みを支援している。

本事業は、平成25年度末で期限を迎えることとなるが、被災地の復旧・復興状況を勘案すると、引き続き支援が必要であると考えられる。

平成26年度予算案では、仮設住宅等の箇所数に応じた補助上限額の設定など、

特定被災地域公共交通調査事業を活用中の市町村 （平成26年3月現在：32市町村）

岩手県 (10市町村)	久慈市、野田村、田野畠村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
宮城県 (11市町)	気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、仙台市、名取市、岩沼市
福島県 (11市町村)	新地町、相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川内村、いわき市、須賀川市

きめ細やかな支援内容の充実を図り、支援期間を集中復興期間に合わせた平成27年度まで延長することを要求している。



仮設住宅を経由する路線バス（いわき市）

特定被災地域公共交通調査事業の活用事例

一 宮城県女川町における取り組み 一

概要 仮設住宅・既存住宅と病院・商店等を結ぶ町民バス

被災を免れた車両3台を使用し、平成23年4月より通学用バスの運行を開始。その後、同年7月より町役場仮設庁舎近くの総合体育館(女川運動公園)を中心にして無料町民バス(3路線)に切り替えて運行し、仮設住宅・既存住宅、病院(女川町地域医療センター)・商店等を結ぶ生活交通を確保。

運行開始以降の取り組み

- ・運行開始以降、仮設店舗の建設等まちの復興とともに、
 ①運行ルート
 ②運行ダイヤ
 ③停留所の設置場所について、適宜見直しを行いながら運行




車両の小型化により、道幅の狭いところへの進入が可能となり、一部運行ルートを変更

町民バス運行路線図



町民バス運行路線図には、以下の情報が示されています。

- 路線色と意味:
 - 青: 東内循環
 - 緑: 五郎渡便
 - 黄: 北浦便
 - 赤: 仮設住宅
- 停留所:
 - 女川町役場(仮設)
 - 女川町地域医療センター
 - 石巻市内の仮設住宅へ
 - 仮設商店街(新設)
 - 田島住民のバスの利便性向上のため、新たにバス停を設置
- バス車両:
 - トヨタの無償提供による新型車両

地域公共交通を巡る今後の動向について



野田村(野田地区)に整備された災害公営住宅



大槌町(大ヶ口地区)で整備中の災害公営住宅

岩沼市(玉浦西地区)防災集団移転促進事業
(完成予想図)

平成25年12月に、交通政策基本法が公布・施行された。同法は、交通に関する施策についての基本理念と、これを踏まえた国の施策の基本的な方向性、さらに国、地方公共団体、交通関連事業者、国民等の関係者の責務等を定めている。

また、現在、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会では、地域公共交通の充実に向けた新たな枠組みの構築について検討を進めている。

東日本大震災の発生から3年が経過したが、このような地域公共交通を巡る動向を踏まえ、今後さらに、防災集団移転促進事業、災害公営住宅の建設等、復興事業が進捗し新たなまちが形成されいく中、将来にわたって持続可能な交通を確保するため、必要な取組を行っていく。